

事務連絡
平成28年3月28日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
専務理事 牧江 弘孝

薬事・食品衛生審議会 薬事分科会審議参加に係る規程・運用
の見直しについて

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長より通知がありましたのでお知らせします。

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 25 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

薬事・食品衛生審議会 薬事分科会審議参加に係る規程・
運用の見直しについて

薬事分科会審議参加規程（平成 20 年 12 月 19 日薬事分科会）については、平成 21 年より運用しているところですが、平成 28 年 2 月 24 日に開催された薬事分科会審議参加規程評価委員薬事分科会の議論を踏まえ、平成 28 年 3 月 25 日開催の薬事分科会において、下記のとおり運用等の見直しが行われましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 委員の申告内容について製造販売業者への確認を実施
 - 従来どおり、委員が事務局に寄付金・契約金等にかかる申告書を提出。
 - 事務局より、審議品目及び競合品目の製造販売業者に委員の申告内容を送付し、万が一、委員から申告された寄付金・契約金等の額の範囲が過小である場合には、事務局を通じて委員にその旨を連絡。
 - 委員は（2）の情報を踏まえ、改めて申告書を事務局に提出。
※ 過小でない場合は事務局から連絡はないため、改めて申告書を提出する必要はない。
- 適用について
平成 28 年 4 月以降開催の分科会等について適用される。

